

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年3月1日

【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(Morgan Stanley Finance LLC)

【代表者の役職氏名】 秘書役
(Secretary)
アaron・ページ
(Aaron Page)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 山 田 智 希
同 瀧 川 亮 祐
同 水 間 洋 文
同 石 川 魁
同 打 田 峻
同 横 山 拓 哉

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	令和3年6月29日
効力発生日	令和3年7月7日
有効期限	令和5年7月6日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	7,800億円
発行可能額	743,568,959,000円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書は、発行登録追補書類提出日以後
申込みが確定するときまでの間に提出されているた
め、発行登録の効力は停止しない。

【提出理由】 令和3年6月29日付発行登録書につき、令和4年2月
28日付で提出した訂正発行登録書の記載事項の一部を
訂正するため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【訂正内容】

(発行登録書の「第一部 証券情報」に記載された、[モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2027年4月5日満期米国株イントラデイ・モメンタム指数(Nasdaq100)連動 米ドル建社債に関する情報]に関し以下の訂正を行います。なお、訂正箇所には下線を付しています。)

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

<訂正前>

2【売出しの条件】

< 中略 >

3. 利息

3.2 固定利息額

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

() 利息開始日(同日を含む。)から初回利払日(同日を含まない。)までの利息期間について、初回利払日に支払われる利息は(未定)円とする。

() 初回利払日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間について、各利払日に支払われる利息は(未定)円とする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日)とする。

< 中略 >

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

(2) 定義

< 中略 >

「条件設定日」とは、2022年4月5日をいい、当該日が障害日にあたる場合は、本第4.1項(3)に従った評価日に関する調整に服する。

< 中略 >

「評価日」とは、満期日(営業日規則に基づく調整後)の10取引所営業日前の日をいう。ただし、かかる評価日が障害日に当たるときには、本第4.1項(3)に従った予定評価日に関する調整と同様の調整に服する。

評価日が取引所営業日でない場合には、当該評価日は翌取引所営業日とする。

< 後略 >

<訂正後>

2【売出しの条件】

< 中略 >

3. 利息

3.2 固定利息額

各本社債につき各利払日に支払われる利息額は以下のとおりとする。

() 利息開始日(同日を含む。)から初回利払日(同日を含まない。)までの利息期間について、初回利払日に支払われる利息は(未定)米ドルとする。

() 初回利払日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息期間について、各利払日に支払われる利息は(未定)米ドルとする。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日(かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日)とする。

< 中略 >

4. 償還および買入れ

4.1 約定償還

(2) 定義

< 中略 >

「条件設定日」とは、2022年4月5日をいい、当該日が障害日にあたる場合は、本第4.1項(2)に従った評価日に関する調整に服する。

< 中略 >

「評価日」とは、満期日(営業日規則に基づく調整後)の10取引所営業日前の日をいう。ただし、かかる評価日が障害日に当たるときには、本第4.1項(2)に従った予定評価日に関する調整と同様の調整に服する。

評価日が取引所営業日でない場合には、当該評価日は翌取引所営業日とする。

< 後略 >